

(案)

**第2次釜石市障害者福祉計画
(第1期釜石市障害福祉計画)**

平成19年 月

釜石市

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	他の計画との関係	2
4	計画の期間	2
5	計画の対象	3
6	計画策定の背景	3
7	基本理念	4
8	基本目標	4
第2章	障害者の状況	
1	人口構成	5
2	障害者の状況	6
第3章	施策の方向	
第1節	施策の体系	11
第2節	分野別の現状と課題及び施策の方向	12
	地域で安心して生活できる支援体制づくり	12
1	保健・医療の充実	12
2	生活支援の充実	16
	自立し、いきがいを持って生活できる環境づくり	21
1	教育・育成の充実	21
2	雇用・就業の促進	23
3	スポーツ・レクリエーション、芸術文化活動の振興	25
	ともに支え合って生活できる社会づくり	26
1	啓発広報の推進	26
2	生活環境の整備	28
3	情報・コミュニケーションの構築	31
4	防災・防犯対策の充実	32
第4章	障害福祉サービスに関する計画（障害福祉計画）	
1	計画の目標値	34
2	指定障害者福祉サービス及び指定相談支援	36
3	地域生活支援事業	38
第5章	計画の推進	
1	関係機関・団体等との連携・協力と市民との協働	41
2	全庁的な推進体制	41
3	計画の管理	41

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

釜石市では障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として平成9年7月に、平成8年度から平成17年度までの10年間を計画期間とする「釜石市障害者福祉計画～ぬくもりとふれあいのまち釜石障害者プラン～」を策定しました。

この計画に基づき、保健・医療・福祉、教育、雇用など、幅広い分野における障害者施策の推進に取り組むとともに、必要に応じて新たな施策の展開も図ってきました。

この間、国においては、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、サービスの質の向上、社会福祉事業の充実・活性化、地域福祉の推進等を内容とした社会福祉法が平成12年6月に施行されました。また、岩手県においては、平成13年3月に障害保健福祉施策の推進を図るため、「岩手県障害者プラン」を策定しました。障害者福祉については、社会福祉法の理念を踏まえて平成15年4月には支援費制度が施行され、利用者がサービス提供事業者との契約によりサービスを受けることができる仕組みが導入されました。

また、平成16年12月に発達障害のある人への発達支援を行うことに関する国や地方公共団体の責務について定めた「発達障害者支援法」が成立し、平成17年4月から施行されました。

そして、障害のある人の地域生活と就労を促進し、自立を支援し、障害種別ごとに異なって提供されてきた福祉サービスについて、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設するため、「障害者自立支援法」が平成18年4月から施行されました。

第2次釜石市障害者福祉計画は、前計画の計画期間が終了したことや障害者自立支援法の施行など障害者施策が大きく転換したことをふまえ、新しい状況や様々な課題に対応し、障害者が健常者とともに地域の一員として安心して暮らせる地域社会を目指して、生活環境、保健・医療・福祉、雇用、教育、防災・防犯など幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的な計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

第2次釜石市障害者福祉計画は、当市の障害者施策を総合的、計画的かつ効率的に推進するための指針として障害者関連施策の推進方向と目標等を示すものとし、「第五次釜石市総合計画」の個別部門計画とするとともに、障害者基本法第9条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」とします。

なお、障害者自立支援法第88条第1項の規定により策定する必要がある障害福祉サービス・相談支援の種類や必要な量の見込みなどを示す「障害福祉計画」は、市町村障害者計画の3年間の実施計画的な位置付けとして「第2次釜石市障害者計画」の中に「第1期釜石市障害福祉計画」として盛り込むこととします。

3 他の計画との関係

「第五次釜石市総合計画」をはじめとして「釜石市健康増進計画」、「釜石市高齢者保健福祉計画・釜石市介護保険事業計画」、「釜石市次世代育成支援行動計画」、「釜石市地域生活応援システム基本計画」、「釜石市生涯学習推進計画」など、市の関連計画との整合性を図るものとしします。

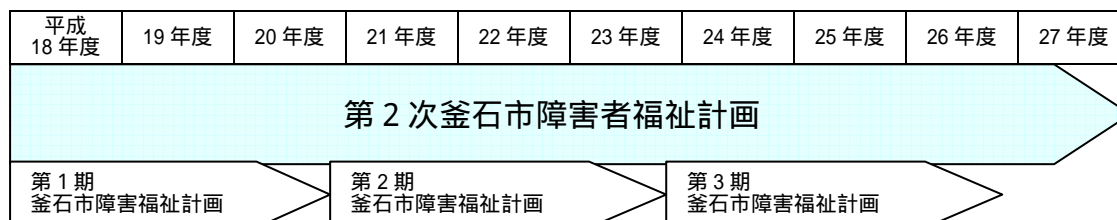
また、国の障害者基本計画及び岩手県が策定中の新しい岩手県障害者プランとの整合性も図るものとしします。

4 計画の期間

計画の期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間とします。ただし、中間年次となる5年後には見直すこととします。

また、実施計画的な位置付けとする「障害福祉計画」は、3年ごとに見直すものとしします。

【計画の期間】



5 計画の対象

この計画の対象とする「障害者」は、「身体障害、知的障害及び精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」及び「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する人、並びに難病に起因する身体又は精神上的の障害を有し、継続的に生活上の支障のある人」とします。

6 計画策定の背景

今日の障害者を取りまく状況は、障害が重度化・重複化して常時介護や援護を必要としている障害者の割合が増加するとともに、障害者やその介護者の高齢化が進んでいる傾向にあります。

また、発達障害などこれまでの障害の概念を超えて、その内容・範囲などが拡大しているとともに、社会の複雑化、日常生活等の様々なストレス等を原因とする精神障害者も増加しています。

当市では、平成9年7月に「釜石市障害者福祉計画」を策定し、人間の一生のすべての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」と、障害者が障害のない人と共に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと「完全参加と平等」の実現に向けて施策の展開を図ってきましたが、障害者に対する理解や、就労を含めた社会参加など、障害者福祉の充実はまだ十分とはいえない状況にあります。

障害者への支援は、その一生の全ての段階ごとに、それぞれの特性や生活状況、ニーズに適切に対応して総合的にきめ細かに行なっていくことが重要です。

また、障害者の主体的な選択と様々な自立の形を尊重し、障害者が基本的人権を有する社会の一員として、地域社会の中で、それぞれの能力を発揮できるようにする必要があります。

さらには、障害者の自立と社会参加を妨げている建築物、制度、文化・情報などや、心の障壁(バリア)などを取り除き、障害者が自由に活動できる(バリアフリー)生活環境が必要となっています。

7 基本理念

計画策定の背景をふまえ、前計画の基本理念を引き継ぎながら、市民の誰もが健康で安心して暮らすことができるよう、この計画の基本理念を次のとおりとします。

障害のある人がいきいきと安心して普通に暮らせるまちづくり

8 基本目標

この計画の基本理念の「障害のある人がいきいきと安心して普通に暮らせるまちづくり」を実現するため、次の3つの基本目標を設定します。

地域で安心して生活できる支援体制づくり

障害者が、健康で安心して住みなれた地域で生活できるよう、保健・医療や生活支援の充実などを図ります。

自立し、いきがいを持って生活できる環境づくり

障害者が、自分の意思を持ち、可能な限り自立し、様々な社会参加を通じて生きがいを持って生活できるよう、教育・育成の充実、雇用・就業の促進、スポーツ・レクリエーションや文化芸術活動の促進などを図ります。

ともに支え合って生活できる社会づくり

障害者も地域の一員として地域住民とお互いに理解し、支え合い、尊重しながら普通に生活できるよう、啓発・広報の推進、生活環境の整備、情報の提供やコミュニケーションの強化、災害・緊急時の対策の充実などを図ります。

第2章 障害者の状況

1 人口構成

(1) 総人口、総世帯数の推移

当市の総人口は、減少を続け、国勢調査結果によると、平成2年の52,484人が平成17年には42,987人と（18.1%）となっています。

総世帯数は、核家族化が進んでいるものの同様に減少を続け、平成2年の17,941世帯が平成17年には16,994世帯と（5.3%）となっています。

また、1世帯あたりの人員は、平成2年の2.89人が平成17年には2.48人と（14.2%）となり、世帯規模の縮小が進んでいます。

表1-1 釜石市の総人口・総世帯数 (単位:人・世帯・%)

区分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	実数	52,484	49,447	46,521	42,298
	増減率		5.8	5.9	9.1
総世帯数	実数	17,941	17,848	17,706	16,994
	増減率		0.5	0.8	4.0
世帯一人あたりの人員	実数	2.89	2.74	2.59	2.48
	増減率		5.2	5.5	4.2

資料：国勢調査(各年10月1日)

(2) 年齢別人口の推移

当市の総人口の推移を年齢別にみると、年少人口(0歳～14歳)は、平成2年の9,085人が平成17年には5,229人と(42.4%)大幅に減少しています。

生産年齢人口(15歳～64歳)は、平成2年の34,467人が平成17年には24,347人と(29.4%)減少しています。

老年人口(65歳以上)は、平成2年の8,729人が平成17年には13,411人と(+53.6%)大幅に増加しています。

このように、全国的な少子化の傾向に加え、高校卒業者の市外への転出などによる生産年齢人口の減少により、国・県を上回って高齢化が急速に進展し、この傾向は、今後さらに進むことが予想されます。

表1-2 釜石市の年齢別人口の推移 (単位:人・%)

区分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
年少人口 (0歳～14歳)	実数	9,085	7,298	6,111	5,229
	構成比	17.3	14.7	13.1	12.2
生産年齢人口 (15歳～64歳)	実数	34,467	31,581	28,113	24,347
	構成比	66.1	63.9	60.4	56.6
老年人口 (65歳以上)	実数	8,729	10,568	12,297	13,411
	構成比	16.6	21.4	26.5	31.2

資料：国勢調査(各年10月1日)

2 障害者の状況

(1) 身体障害者(児)

ア 年齢別身体障害者数

身体障害者の数(身体障害者手帳交付者数)は、平成18年3月末現在、2,070人(18歳未満20人、18歳以上2,050人)となっています。このうち、65歳以上は、1,444人で、全体の69.7%を占めています。

平成13年度に比べ、総数で125人(6.4%)、65歳以上は191人(15.2%)増加しており、身体障害者の高齢化が進行しています。

表2-1 年齢別身体障害者数 (単位:人・%)

年度	18歳未満	18歳~64歳	65歳以上	総数	人口比
平成13年度	18 (0.9)	674 (34.7)	1,253 (64.4)	1,945 (100.0)	4.22%
平成14年度	19 (0.9)	654 (32.4)	1,345 (66.7)	2,018 (100.0)	4.45%
平成15年度	19 (1.0)	635 (31.6)	1,353 (67.4)	2,007 (100.0)	4.50%
平成16年度	21 (1.0)	626 (30.9)	1,380 (68.1)	2,027 (100.0)	4.61%
平成17年度	20 (1.0)	606 (29.3)	1,444 (69.7)	2,070 (100.0)	4.78%

資料：釜石市福祉事務所(各年度末現在)

イ 障害別身体障害者数

障害の種別では、「肢体不自由」が1,072人(51.8%)、次いで「内部障害」542人(26.2%)、「聴覚・平衡機能障害」220人(10.6%)、「視覚障害」203人(9.8%)、「音声・言語機能障害」33人(1.6%)の順となっています。

平成13年度に比べ、「内部障害」が大幅に増加しています。

表2-2 障害別身体障害者数 (単位:人・%)

年度	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	総数
平成13年度	212 (10.9)	226 (11.6)	32 (1.6)	1,042 (53.6)	433 (22.3)	1,945 (100.0)
平成14年度	213 (10.6)	227 (11.2)	34 (1.7)	1,061 (52.6)	483 (23.9)	2,018 (100.0)
平成15年度	197 (9.8)	225 (11.2)	33 (1.7)	1,054 (52.5)	498 (24.8)	2,007 (100.0)
平成16年度	205 (10.1)	218 (10.8)	32 (1.6)	1,057 (52.1)	515 (25.4)	2,027 (100.0)
平成17年度	203 (9.8)	220 (10.6)	33 (1.6)	1,072 (51.8)	542 (26.2)	2,070 (100.0)

資料：釜石市福祉事務所(各年度末現在)

ウ 障害等級別身体障害者数

障害等級別では、1～2級（重度）が1,111人（53.7%）と最も多く、3～4級（中度）661人（31.9%）、5～6級（軽度）298人（14.4%）の順となっています。

平成13年度に比べ、1～2級（重度）の割合が大幅に増加しています。

表2-3 障害等級別身体障害者数

（単位：人・%）

年度	重 度		中 度		軽 度		総 数
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
平成13年度	600	426	293	315	117	194	1,945
	(52.7)		(31.3)		(16.0)		(100.0)
平成14年度	658	427	297	325	116	195	2,018
	(53.8)		(30.8)		(15.4)		(100.0)
平成15年度	648	414	306	342	117	180	2,007
	(52.9)		(32.3)		(14.8)		(100.0)
平成16年度	673	398	302	353	120	181	2,027
	(52.8)		(32.3)		(14.9)		(100.0)
平成17年度	727	384	303	358	120	178	2,070
	(53.7)		(31.9)		(14.4)		(100.0)

資料：釜石市福祉事務所（各年度末現在）

(2) 知的障害者(児)

知的障害者の数（療育手帳交付者数）は、平成18年3月末現在、282人（18歳未満42人、18歳以上240人）となっています。

平成13年度に比べ、総数で37人（15.1%）の増加となっています。

表2-4 知的障害者数

（単位：人・%）

年度	18歳未満	18歳以上	総 数	人 口 比
平成13年度	36 (14.7)	209 (85.3)	245 (100.0)	0.53%
平成14年度	35 (13.7)	221 (86.3)	256 (100.0)	0.56%
平成15年度	34 (13.1)	226 (86.9)	260 (100.0)	0.56%
平成16年度	38 (13.9)	236 (86.1)	274 (100.0)	0.56%
平成17年度	42 (14.9)	240 (85.1)	282 (100.0)	0.56%

資料：釜石市福祉事務所（各年度末現在）

判定別では、A判定（重度）が134人（47.5%）、B判定（中軽度）が148人（52.5%）となっており、A判定とB判定の割合は、ほぼ同じとなっています。

表2 - 5 判定別知的障害者数 (単位:人・%)

年度	A判定	B判定	総数
平成13年度	123 (50.2)	122 (49.8)	245 (100.0)
平成14年度	132 (51.6)	124 (48.4)	256 (100.0)
平成15年度	136 (52.3)	124 (47.7)	260 (100.0)
平成16年度	139 (50.7)	135 (49.3)	274 (100.0)
平成17年度	134 (47.5)	148 (52.5)	282 (100.0)

資料：釜石市福祉事務所（各年度末現在）

(3) 精神障害者

精神保健福祉手帳交付者数は平成18年3月末現在、125人となっています。

平成13年度に比べ、総数で43人（52.4%）の増加となっており、交付者数は増加傾向にあります。

表2 - 6 精神保健福祉手帳の交付状況 (単位:人・%)

年度	1級	2級	3級	総数	人口比
平成13年度	15 (18.3)	55 (67.1)	12 (14.6)	82 (100.0)	0.18%
平成14年度	21 (20.8)	63 (62.4)	17 (16.8)	101 (100.0)	0.22%
平成15年度	25 (22.1)	69 (61.1)	19 (16.8)	113 (100.0)	0.25%
平成16年度	16 (15.0)	68 (63.6)	23 (21.5)	107 (100.0)	0.24%
平成17年度	25 (20.0)	70 (56.0)	30 (24.0)	125 (100.0)	0.29%

資料：釜石保健所（各年度末現在）

精神障害者の数を、精神病院入院患者数、通院医療費公費負担受給者数、一般通院・中断者・任意入院者数でみると、平成 18 年 3 月末現在、745 人となっています。

平成 13 年度に比べ、総数で 197 人(35.9%)の大幅な増加となっており、人口比も年々増加しています。

表 2 - 7 医療を受けている精神障害者数 (単位:人・%)

年度	入院患者数		公費通院	その他 (通院、任意入院等)	総数	人口比
	措置入院	医療保護入院				
平成 13 年度	1	52	279	216	548	1.19%
	(9.7)		(50.9)	(39.4)	(100.0)	
平成 14 年度	1	58	313	316	688	1.52%
	(8.6)		(45.5)	(45.9)	(100.0)	
平成 15 年度	1	58	295	369	723	1.62%
	(8.2)		(40.8)	(51.0)	(100.0)	
平成 16 年度	1	70	306	349	726	1.65%
	(9.8)		(42.1)	(48.1)	(100.0)	
平成 17 年度	1	47	318	379	745	1.72%
	(6.4)		(42.7)	(50.9)	(100.0)	

資料：釜石保健所（各年度末現在）

(4) 難病患者

国では、昭和 47 年に「難病対策要綱」を策定し、その中で、原因が不明、治療方法が未確立であり、後遺症を残す恐れが少ない疾病であって、症例が少なく、全国的規模で研究を行わなければ原因の究明や治療方法の確立が進まない疾患を基本に、現在、118 の疾患を選定して厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業（特定疾患調査研究分野）を実施しています。

この事業の対象疾患の中で、診断技術が一応確立し、かつ、難治度、重症度が高く、患者数が比較的少なく、公費負担の方法を取らないと原因の究明や治療方法の開発などに困難をきたす恐れのある疾患を特定し、治療研究を推進し医療の確立・普及や患者の医療費の負担軽減を図る目的で、特定疾患治療研究事業が都道府県において実施されています。

現在、45 疾患を治療研究事業として、医療費の自己負担分の全部又は一部を公費で負担していますが、市内の対象者は、平成 18 年 3 月末現在、258 人となっています。

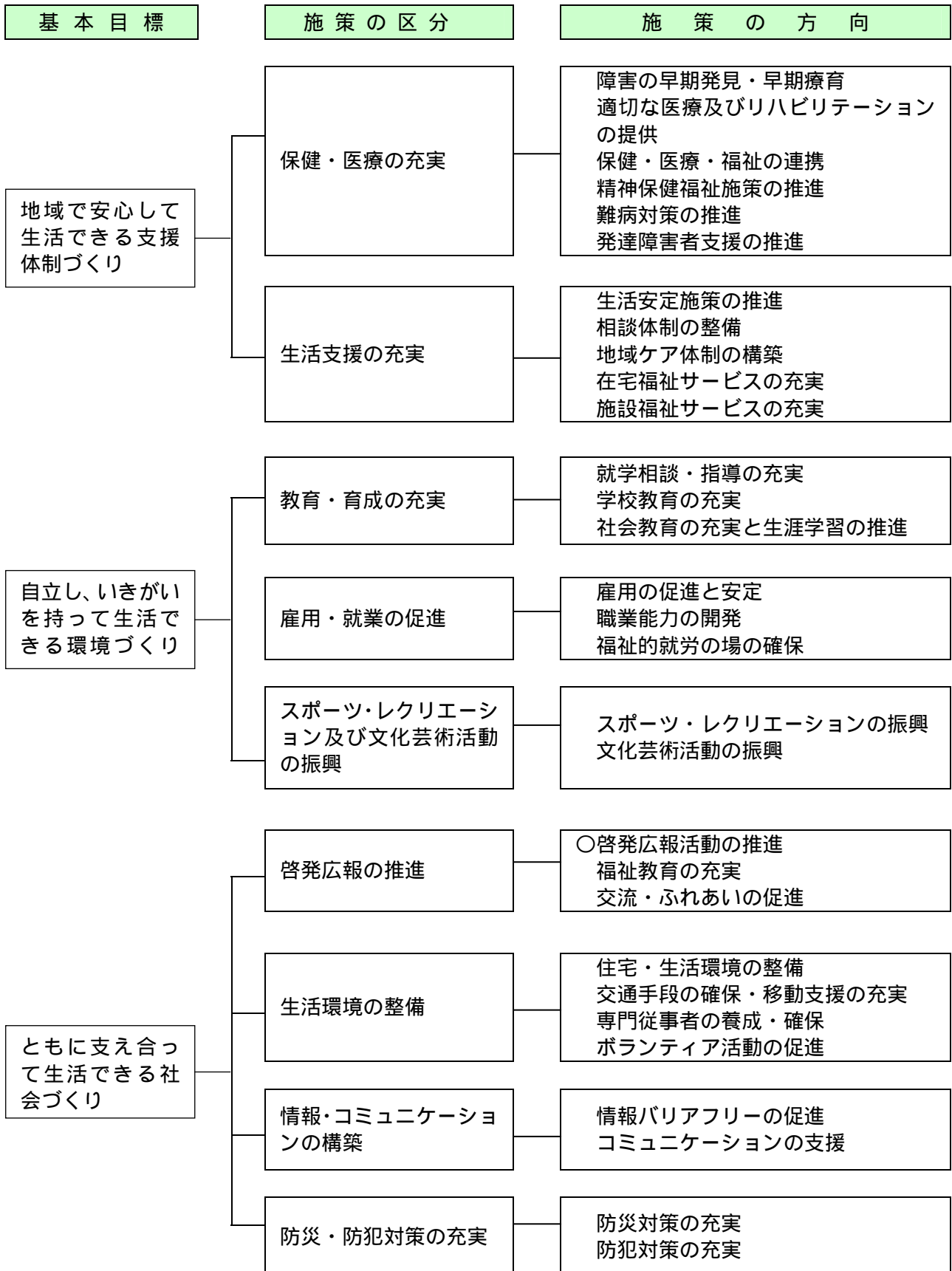
表 2 - 8 特定疾患の医療受給者証の交付患者数 (単位:人)

疾患名	人数	疾患名	人数
01 ベーチェット病	10	24 モヤモヤ病	3
02 多発性硬化症	8	25 ウェゲナー肉芽腫症	1
03 重症筋無力症	5	26 特発性拡張型(うっ血型)心筋症	9
04 全身性エリトマトーデス	19	27 多系統萎縮病	6
05 スモン	0	28 表皮水疱症	0
06 再生不良性貧血	3	29 膿疱性乾癬	2
07 サルコイドーシス	13	30 広範脊柱管狭窄症	0
08 筋萎縮性側索硬化症	5	31 原発性胆汁性肝硬変	11
09 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	8	32 重症急性膵炎	1
10 特発性血小板減少性紫斑病	11	33 特発性大腿骨頭壊死症	4
11 結節性動脈周囲炎	1	34 混合性結合組織病	3
12 潰瘍性大腸炎	29	35 原発性免疫不全症候群	0
13 大動脈炎症候群	3	36 特発性間質性肺炎	1
14 ビュルガー病	1	37 網膜色素変性症	11
15 天疱瘡	1	38 プリオン	0
16 脊髄小脳変性症	10	39 原発性肺高血圧症	0
17 クローン病	7	40 神経線維腫症	0
18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎	0	41 亜急性硬化症全脳炎	0
19 悪性関節リウマチ	0	42 バッド・キアリ症候群	0
20 パーキンソン病関連疾患	83	43 特発性慢性肺血栓塞栓症	0
21 アミロイドーシス	0	44 ライソゾーム病	0
22 後縦靭帯骨化症	5	45 副腎白質ジストロフィー	0
23 ハンチントン	1		
合		計	
			258

資料：釜石保健所（平成 18 年 3 月末現在）

第3章 施策の方向

第1節 施策の体系



第2節 分野別の現状と課題及び施策の方向

地域で安心して生活できる支援体制づくり

1 保健・医療の充実

(1) 障害の早期発見・早期療育

【現状と課題】

身体障害者手帳新規交付者の障害の原因を見ると、脳血管系の傷病や心臓疾患が多くを占めていることから、中高年齢者に対する健康相談や健康診査などによる生活習慣病の予防が障害の発生予防のために必要です。

また、先天性障害については、妊婦健康診査をはじめとする母子保健活動によって、その発生を予防できるものも少なくありません。

さらに、障害児の育成については、乳幼児健康診査などにより早期に障害を発見し、必要な治療と指導訓練を行うことによって、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。

市では、各種健康診査、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導、地域支援事業などに取り組んできましたが、今後も、障害の発生予防、早期発見等のため、これらの保健福祉活動が重要です。

【施策の方向】

早期発見対策

- 健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導など、各種サービスを充実させ、生活習慣病などの後天性疾病による障害の発生予防に努めます。
- 妊婦健康診査、妊婦に対する相談や訪問指導などの充実に努めます。
- 保健所及び医療機関と連携し、乳幼児健康診査などの継続的な健康診査を実施し、障害の早期発見に努めます。

早期療育対策

- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などの専門従事者の確保により、療育機能の充実に努めます。
- 障害児の保護者に対する訪問指導体制の整備を推進します。
- 障害児の早期療育を図るため、施設整備などにより「すくすく親子教室」の充実に努めます。

(2) 適切な医療及びリハビリテーションの提供

【現状と課題】

医療及びリハビリテーションは、病気の治癒だけでなく、障害の軽減を図り社会的自立を促進するために不可欠であることから、障害者の健康管理や医療の充実を図るための施策を展開していく必要があります。

また、医学的リハビリテーションや保健指導に対する需要は増加傾向にあり、質的にも高度化、多様化してきていることから、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、栄養士、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士などの専門従事者の確保とともに、

資質の向上を図る必要があります。

さらに、初期リハビリテーションを担当する医療施設と、主に職業的・社会的リハビリテーションを担当する社会福祉施設との連携を図る必要があります。

【施策の方向】

適切な医療の提供

- 障害者に対する包括的、継続的かつ効果的な在宅医療の実現に向けて、県、保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、さらには福祉関係者などと連携をとりながら、医療機関から継続して往診・訪問看護を行える体制を整備します。
- 歯科治療などの治療を受けにくい重度障害者についても、適切な治療を受けられるように関係団体、医療機関の協力を要請し、重度障害者の医療の充実に努めます。

医学的リハビリテーションの推進

- 各専門従事者の団体に、人材の養成及び研修などによる資質の向上を働きかけます。
- 医療機関相互及び福祉との連携による一貫したリハビリテーション体制の体系的整備や、機能回復訓練施設などの設備の充実に努めます。

(3) 保健・医療・福祉の連携

【現状と課題】

障害者施策を推進するためには、様々な分野の連携と協力が必要です。特に、保健・医療・福祉の連携は欠くことができないことから、より一層の連携強化が必要です。

【施策の方向】

保健・医療・福祉の連携推進

- 障害者が相談から判定、治療、訓練、指導に至るまでの一貫したサービスが受けられるように、保健・医療・福祉の連携を図るとともに、サービス内容の充実とその効果的な提供に努めます。

(4) 精神保健福祉施策の推進

【現状と課題】

精神疾患に対する偏見や社会復帰のための地域資源の不足など、精神障害者のノーマライゼーションを実現するためには多くの課題があることから、精神疾患や精神障害者に対する市民の正しい理解の促進を図るとともに、精神保健相談や訪問指導など精神障害者に対する各種支援活動を推進していく必要があります。

また、障害者自立支援法の施行により、精神障害者福祉が他の障害と一元化されたことをふまえ、相談支援や保健福祉サービスの提供について、充実を図る必要があります。

また、精神障害者の日常生活支援の中核的な施設となる精神障害者地域生活支援センターの活動を充実していく必要があります。

【施策の方向】

デイケアの実施

- 精神障害者の社会復帰の促進を図るため、創作・レクリエーション活動や生活指導を行う精神障害者デイケアについて、病院や保健所など関係機関と連携し、充実に努めます。

相談体制の充実

- 保健所や関係機関との連携を図りながら、精神科救急医療体制の整備を検討していきます。
- 市民の心の健康の保持増進を図るため、健康教室など様々な機会を通じ、精神保健知識の普及・啓発を進め、心の健康づくりを支援します。

相談事業の充実

- 保健所、家族会、障害者地域生活支援センターと連携し、精神障害者やその家族の訪問指導、精神障害者保健福祉手帳や公費負担医療についての相談・指導、施設利用や福祉サービスに関する相談・指導や調整などを行います。
- 精神障害は思春期以降の発生率が高いことから、スクールカウンセリングなどによるケアの充実に努めます。
- 地域で生活する精神障害者の日常生活を支援するため、精神障害者地域生活支援センターの活動の充実に努めます。

福祉サービスの充実

- 地域における精神障害者の日常生活を支援するため、居宅サービス（ホームヘルプサービス、短期入所、グループホームの利用）の充実に努めます。

(5) 難病対策の推進

【現状と課題】

難病患者については、近年の医学技術の進歩に伴う長期在宅療養者の増加、患者ニーズの多様化及び介護者の負担軽減といった観点から、地域における保健・医療・福祉機関などの密接な連携のもとに、在宅難病患者の療養生活を支援する必要があります。

また、県が中心となって、難病特別対策推進事業として、難病患者地域支援ネットワーク事業や地域における難病患者の受入れ病院の確保のための重症難病患者入院施設確保対策事業などの支援が行われています。

【施策の方向】

在宅療養生活の支援

保健所と連携を図りながら、難病患者やその家族に対して保健、医療、福祉の必要な情報を提供するとともに、相談や助言指導などの体制の整備に努めます。

福祉サービスの充実

- 難病患者やその家族の生活の質の維持・向上や自立と社会生活を促進するために、在宅での療養生活を支援します。

(6) 発達障害者支援の推進

【現状と課題】

発達障害は、人口に占める割合が高いにもかかわらず、最近まで制度の谷間にあり十分な対応がなされていませんでした。

また、発達障害に関する専門家が少なく、地域における保健・医療・福祉、教育分野などの関係者の連携も不十分な状況にあります。

このため、発達障害者を抱える家族は大きな不安を抱えている状況にあり、速やかな発達障害者の支援の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

早期発見・早期発達支援

- 児童の発達障害の早期発見や早期発達支援のため、健康診査、健康診断の実施の際に十分留意するとともに、継続的な相談支援、医療機関の紹介、助言などに努めます。

関係機関の連携

- 県や市、医療機関、学校など発達障害者の支援のために必要な関係機関の連携の確保に努めます。

2 生活支援の充実

(1) 生活安定施策の推進

【現状と課題】

障害者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、生活の基盤となる所得保障が必要となります。その基本となるのが年金・手当制度であり、障害者やその家族の生活を支えるために大きな役割を果たしています。

また、障害者の経済的自立を支援するため、医療費の助成をはじめ、税の減免、交通機関の運賃割引及び有料道路通行料金の割引などが行われており、今後も制度の充実を働きかけていく必要があります。

このほか、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業に基づき、知的障害や精神障害などにより、判断能力が十分でない障害者への適切な支援を行う必要があります。

【施策の方向】

年金・手当制度の周知

- 障害者の所得保障のため、障害基礎年金などの公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当などの各種手当制度の周知に努めます。

経済的負担の軽減

- 障害者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度や運賃・料金の割引制度について周知を図るとともに、内容の充実・拡大を関係機関に働きかけていくほか、障害者移動支援事業の充実を図ります。
- 障害者の医療費の負担軽減のため、重度心身障害者医療費給付制度の充実を国や県に働きかけていくとともに、市が独自に実施している就学前心身障害児医療や身体障害者3級医療の給付制度を継続して実施します。

生活の安定と向上

- 身体障害者世帯、知的障害者世帯、高齢者介護世帯を対象に実施されている生活福祉資金の貸付制度の充実を、県社会福祉協議会に働きかけていきます。

権利擁護の推進

- 釜石市成年後見制度や釜石地域福祉権利擁護センターが行う地域福祉権利擁護事業の周知を図るとともに、その利用を促進するなど障害者の権利擁護の充実に努めます。

(2) 相談支援体制の整備

【現状と課題】

障害者の抱える不安や問題解決のため、相談支援体制を充実させるとともに、日常生活の様々な場面で活用するための分かりやすい情報提供が必要です。

【施策の方向】

生活応援センターの設置

- 障害者のみならず、乳幼児から高齢者まで、広く市民を対象とした総合相談窓口として、平成19年度に市内6か所に生活応援センターを設置し、相談支援、訪問活動を強化します。

関係機関の連携強化

生活応援センター、地域包括支援センター、障害者地域生活支援センターなど、さまざまな相談窓口を有機的に結び、情報の一元化を図るとともに、相談支援体制の確立に努めます。

相談員の資質向上

- 相談・指導員に対し、障害や障害者に関する研修会を開催し、相談員の資質の向上を図ります。

(3) 地域ケア体制の構築

【現状と課題】

少子高齢化が進む中、家族の支援力、地域で支えあう体制が弱くなっていることから、時代や生活様式などの変化により生じた課題の解決に向けて、従来の保健・医療・福祉などサービスの提供方法を含めた新しい仕組みづくりが求められています。

このことから、地域で障害者や乳幼児から高齢者までを支え合う地域づくりを進めるため、地域の身近な場所での地域ケア体制の構築が急務となっています。

【施策の方向】

地域ケア体制の構築のため、「地域生活応援システム」として市内6か所に地域の身近な場所に保健師などの職員が常駐して、訪問・相談をすることにより、一人ひとりの状況に応じたきめ細かいサービスを行うほか、地域において障害者や乳幼児から高齢者までを支え合う地域づくりを進めます。

障害者や高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で、いつまでも健康で安心して暮らせるまちづくりを目指し、「地域生活応援システム」として町内会、民生委員などによる地域のネットワークを組織して、住民と行政が果たす役割を明確にして共に行う「協働」の取組みに基づき福祉サービスの提供を進めます。

今のサービス方法では、保健・医療・福祉の連携が不十分であることから、「子どもから高齢者までの各世代を通じて、一貫性のある継続的なサービス」の提供に努めます。

地域生活応援システムについて

システムの概要

【生活応援センター】

子どもから高齢者まで、全ての世代の人に対して、保健・医療・福祉・生涯学習のサービスを一体的に提供する拠点として、「生活応援センター」を市内6か所に設置します。

【支援チーム】

各センターには、保健師など市の職員による支援チームを配置して、生涯学習事業、公民館、出張所の仕事を併せて行います。

仕事の内容

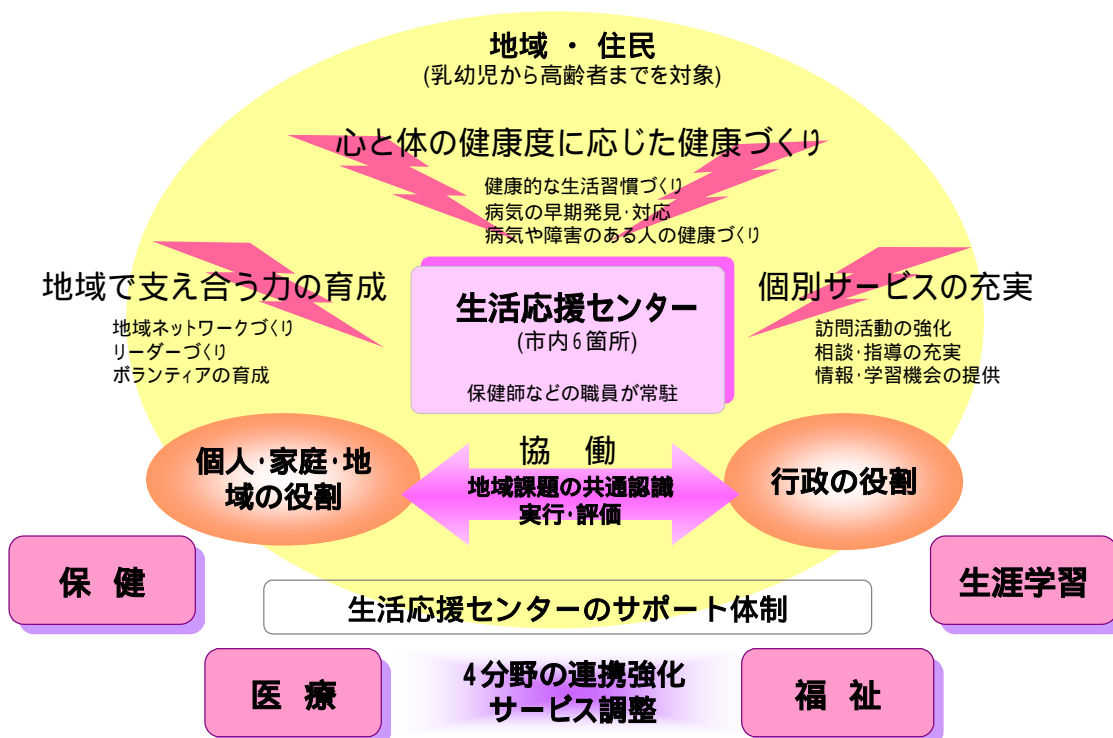
家庭訪問を行うほか、身近な場所で保健、福祉についての相談に応じることにより、一人ひとりの状況に応じた保健・福祉サービスを提供します。

健康講座を開催するなど、健康づくりの知識や方法をアドバイスするほか、検診の結果により、症状に応じたアドバイスを行います。また、医療機関から指示を受けた患者を対象に、本人や家族、医療機関などと情報交換を行いながら、自宅での療養生活についてアドバイスをします。

まちづくりについての意見交換会、ボランティアや地域リーダーの養成講座などを開催しながら、地域活動への参加を促します。

昔遊びなどの交流事業を開催するなど、これまでの公民館事業を継承しながら、人と人とのつながりや、地域ぐるみの子育てを目指した事業を行います。

地域生活応援システムのイメージ



(4) 在宅福祉サービスの充実

【現状と課題】

障害の重度化・重複化、障害者本人や介護者の高齢化などにより、障害者の福祉ニーズは多様化しています。

在宅福祉サービスにおいては、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイを中心に、福祉ニーズに合ったサービスの提供に努めていく必要があります。

また、障害を軽減したり日常生活を容易にするための補装具や日常生活用具の給付を行っていますが、制度の周知と普及を図っていく必要があります。

さらに、障害者が家庭や地域社会で自立意欲を持って生活できるよう、日常生活に必要な知識や技能を高めるための各種生活訓練などを充実させるとともに、視覚障害者に対するガイドヘルパーの派遣、聴覚障害者に対する手話通訳者の派遣など、障害の特性に応じた支援の充実を図ることも必要です。

【施策の方向】

在宅福祉サービスの充実

- 障害者が在宅で日常生活を営むことができるよう、介護保険との連携のもとにホームヘルプサービスの適切な供給の確保、充実に努めるとともに、訪問介護員（ホームヘルパー）の増員と資質の向上を図ります。
- 補装具や日常生活用具の適切な給付を行うとともに、制度の周知と情報提供に努めます。
- 在宅で重度障害者を常時介護している方の支援の充実に努めます。
- 視覚障害者や全身性障害者の外出を援助するガイドヘルパーの派遣、聴覚障害者に対する手話通訳者の派遣など、障害特性に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、福祉サービスの担い手としての専門従事者やボランティアの量的・質的拡大に努めます。
- 通所により機能訓練、文化的活動、創作的活動などを行うデイサービス事業について、地域生活支援事業として、身体障害者福祉センターで実施している内容の充実を図るとともに、知的障害者や重度心身障害児(者)のデイサービス事業を引き続き実施します。
- 在宅において一時的に介護が受けられなくなった障害者を施設に短期間入所させて介護を行うショートステイ事業については、市内の知的障害者施設や重症心身障害児(者)施設及び近隣の身体障害者施設でのサービスの供給の確保に努めます。
- 心身に障害をもつ乳幼児の機能訓練、生活訓練などの療育を行う「すくすく親子教室」の充実を図ります。
- 地域生活への移行に向け需要が見込まれる知的障害者や精神障害者の共同生活の場としてのグループホームやケアホームについて、地域バランスを考慮し積極的に整備を促進します。

施設機能の活用

- 市内近隣の施設において介護相談や介護講習を実施し、介護者が障害について正しい理解と介護方法の習得を図れるように努めます。

在宅生活を支えるサービスの充実

- 生活応援センターを拠点として、障害者を地域で支え合うシステムづくりを進めます。
- 障害者が仲間とともに積極的に社会参加したり、お互いの情報交換の場となる

障害者団体の育成・支援を図ります。

- 障害者の保健、医療、福祉などに関する需要を把握し、社会資源を活用した適切・効果的なサービスを提供できるよう、関係機関との連携のもとケアマネジメントの実施体制を整備します。

(5) 施設福祉サービスの充実

【現状と課題】

障害者やその家族には、住み慣れた地域や家庭で暮らしたいという希望をもつ方が多くなってきていることから、可能な限り地域で自立して生活できるよう支援を行っていくことが必要です。

しかし、重度の障害などで専門的な介護や訓練などを必要とする障害者にとっては、施設入所によるサービス提供が必要なことから、今後も、障害者の福祉需要を踏まえ施設福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

さらに、これからの福祉施設は、利用者にサービスを提供するだけでなく、地域に開かれた施設づくりが求められており、地域福祉サービスの拠点として、一層の機能の充実が必要です。

【施策の方向】

施設の機能の充実

- 既存の障害者施設について、障害者自立支援法の新体系のサービス事業所への円滑な移行を促進するとともに、三障害に対応した多機能サービスの提供により利用者が適切なサービスを受けることができ、地域生活への移行の促進を図られるよう、施設機能の充実を支援します。

自立し、生きがいを持って生活できる環境づくり

1 教育・育成の充実

(1) 就学相談・指導の充実

【現状と課題】

市では、教育委員会において障害児の教育相談を実施していますが、今後も、障害の発見から療育・教育まで、関係機関の連携を密にして障害児個々の状況に応じた適切な指導・訓練・教育を行うことが必要です。

【施策の方向】

適正な就学指導の推進

- 障害の早期発見から早期療育への迅速な対応を図り、障害児ができるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、保健、医療、教育、福祉などの障害児に関わる各機関での情報の共有化や連携を図ります。
- 養護学校などへの体験入学を通し障害児教育に対する理解や認識を深め、適正な就学ができるよう努めます。

(2) 学校教育の充実

【現状と課題】

障害の有無に関わらず等しく教育を受けられるようにするため、学校の建物・設備の改善を進める必要があります。

また、教職員の資質・指導技術の向上や、個々の障害児の能力・適性に合わせたきめ細かな教育・指導も重要です。

さらに、障害児が卒業後に社会で自立した生活ができるよう、職業教育などの充実も必要です。

【施策の方向】

就学前教育の充実

- 保育所、幼稚園、学童育成クラブや児童館での障害児への対応・指導の充実が図られるよう、障害児の特性に応じた設備や遊具の整備を促進するとともに、保育士等が障害児に対する適切な指導ができるように支援していきます。

特別支援教育の充実

発達障害への対応も含め、障害児の能力・適性に合わせたきめ細かな教育・指導の充実に努めます。

- 小中学校に特殊学級を適正に配置し、教材・教具の整備を進めるとともに、学校施設・設備の改善に努めます。
- 学校の新築・改築にあたっては、ユニバーサルデザインを導入し、すべての児童・生徒が快適な学校生活を送れるように努めます。
- 幼児期からのことばの療育指導を行うため、ことばの教室の充実に努めます。
- 市内の小中学校・高校と、釜石養護学校との交流・連携に努めます。
教育環境の充実を図るため、釜石養護学校の移転改築について県に働きかけま

す。

障害児の放課後などの活動場所の確保のため、一時預り事業の実施に努めます。
適切な進路指導

- 障害児が卒業後に社会で自立した生活を送ることができるよう、職業教育などの充実に努めます。

障害児の卒業後の社会的・経済的な自立を促すために、公共職業安定所や児童相談所などの関係機関と連携し、適切な進路指導に努めます。

教職員の資質の向上

- 特殊学級担当者の研修を充実するとともに、すべての教員を対象とした障害児教育に関する啓発・研修活動の充実に努めます。

(3)生涯学習の充実と推進

【現状と課題】

心の豊かさや生きがいのための学習需要が増大していることから、様々な学習活動を通じて障害者の社会参加の促進を図るとともに、地域住民との交流を深める必要があります。

また、ボランティア活動の充実を促すとともに、各地域の生活応援センターを拠点に、障害者が安心して生涯学習活動に参加できるよう配慮が必要です。

【施策の方向】

生涯学習の充実

- 障害者が積極的に学習活動に参加できるよう、学習内容の充実に努めます。
- 障害者や障害児をもつ親、福祉ボランティアなどが行う学習活動や交流活動を積極的に支援していきます。

生涯学習の推進

- 市の生涯学習推進本部において、関連する施策の総合調整を図りながら、障害者に配慮した生涯学習の効果的な推進に努めます。
- 障害者が安心して学習活動に参加できるよう、各地域の生活応援センターを拠点として人的体制の充実に努めます。

2 雇用・就業の促進

(1) 雇用の促進と安定

【現状と課題】

地域経済の低迷によって、市内の雇用情勢は厳しい状況です。

民間企業の障害者雇用状況を見ると、全体としては法定雇用率を上回っているものの、依然として厳しい状況であることから、障害者の就業の場の確保、就労環境の整備、障害者の能力を生かせる就業の場の創出が求められています。

障害者の就職や採用についての相談は公共職業安定所で行われていますが、市においても公共職業安定所等との関係機関と連携を密にして、障害者雇用の促進を図っていく必要があります。

【施策の方向】

公共職業安定所、養護学校等と連携した就労支援の充実

- 障害の種類・程度や一人ひとりの能力・適性・希望に応じた職業相談・職業指導の充実に努めます。
- 相談窓口において、障害者の職場での問題や悩みの相談を受け、適切に対応できる体制づくりを進めます。
- 就労先で障害者が偏見や差別的対応を受けることなく安心して働くことができるよう、事業主や従業員及び市民に対して、障害者への正しい理解についての啓発に努めます。
- 障害の種類・程度に応じた職場開拓の援助や、就職可能な職種の開発及び労働環境の改善などに対する協力を、企業に要請していきます。
- 事業主に対し、障害者雇用に関する各種助成制度の活用による障害者雇用の継続・促進について一層の理解・協力を求め、雇用率の向上に努めます。
- 公共職業安定所、養護学校、チャレンジド就業・生活支援センター、岩手県障害者雇用促進協会などの関係機関及び民間事業所と連携して障害者の就労を支援します。

(2) 職業能力の開発

【現状と課題】

障害者の就労を推進するためには、障害者自身の職業能力の開発・育成が不可欠です。

また、知的障害者や精神障害者の職業的自立を図るため、障害者を一定期間事業主に預け指導訓練を行う職親制度の利用・普及も必要です。

【施策の方向】

職業訓練の充実

- 岩手障害者職業センターにおける職業準備支援事業やチャレンジド就業支援事業など、障害者の就業を促進するための情報の提供を行います。
- 職親制度を普及・推進するために民間企業に対する広報・啓発を促進します。授産施設等から一般就労への移行のため、企業の協力によりジョブコーチの利

用やトライアル雇用などを促進します。

情報機器を活用した障害者の就労機会の創出を図るため、NPO等の団体との協働によるパソコン講習会の実施など、職業能力の育成に努めます。

- 釜石職業訓練協会などで障害者を対象とした職業講習会を開設することにより、就労に必要な技能や知識を習得する機会の創出に努めます。

(3) 福祉的就労の場の確保

【現状と課題】

民間企業での一般就労が困難な障害者も、仕事を通じて社会との関わりを持つことを望んでいます。

当市においては、身体障害者通所授産施設が整備され、また、障害者作業所が2か所開設されていますが、新制度への移行に伴い、さらに経営の安定のための支援が必要です。

【施策の方向】

通所授産施設の支援

- 障害者の働く場として整備した通所授産施設について、受注先や販路の拡大、商品開発などを支援するとともに、障害者自立支援法の就労支援サービス事業所への早期移行を促進します。

障害者作業所の支援

- 作業所の運営の安定化を図るため、地域活動支援センターとして位置付け、運営を支援します。
- 障害者作業所の運営の充実、受注先や販路の拡大、商品開発などを支援するとともに、より安定した運営基盤の確保のため、障害者自立支援法の就労支援サービス事業所への早期の移行を支援します。

3 スポーツ・レクリエーション及び芸術文化活動の振興

(1) スポーツ・レクリエーションの振興

【現状と課題】

障害者にとって、スポーツ・レクリエーション活動は、健康の維持増進とともに、単調になりがちな日々の生活に潤いを与えるなど、自立と社会参加の促進に大きな役割を果たします。

また、障害者の健康増進やリハビリテーションに役立つとともに、地域の人々に障害者に対する理解を深める機会としても極めて重要です。

これらのことから障害者が活動しやすい環境を整えるとともに、障害者に対してスポーツやレクリエーションに関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

【施策の方向】

スポーツ・レクリエーションへの参加の促進

- 各種スポーツ大会の開催を支援するとともに、障害者の積極的な参加を促進します。

スポーツ・レクリエーション活動への支援

- 障害者スポーツ団体の育成・充実に努めます。
- 障害者が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめるように、スポーツ教室やレクリエーション教室を開催します。
- 障害者の利用に配慮して、スポーツ・レクリエーション施設の改善に努めます。
- 障害者のスポーツやレクリエーションを指導する人材の養成・確保に努めます。

(2) 芸術文化活動の振興

【現状と課題】

障害者は様々な制約を受け、芸術文化活動に参加できないことがあります。したがって、容易に参加できるような環境づくりが必要となります。

また、芸術文化活動の機会の拡大や内容の充実を行う際には、障害者の意見を取り入れるなど配慮が必要です。

【施策の方向】

芸術文化活動への参加の促進

- 障害者の芸術文化活動への参加を促進するため、文化施設の利用情報を広報などで紹介するとともに、芸術や文化を身近に鑑賞できる機会の拡大に努めます。
- 芸術文化活動の拠点として重要な役割を担う市民文化会館について、障害者の利用に配慮した施設・設備の充実に努めます。

芸術文化活動への支援

- 障害者の芸術文化活動を支援するため、県内でも貴重な活動となっている「うるかむコンサート」への支援など、展示会やコンサートなど発表の場の確保に努めます。

ともに支え合って生活できる社会づくり

1 啓発広報の推進

(1) 啓発広報活動の推進

【現状と課題】

市では、これまでも釜石市ふれあい福祉まつり、うえるかむコンサート、釜石市社会福祉大会の開催を支援するなど、障害や障害者に対する理解を促進するための活動を行っています。

今後も、様々な広報媒体や行事などを通して幅広い啓発・広報活動を行い、障害や障害者についての正しい理解や認識を求めていく必要があります。

【施策の方向】

障害に関する知識の普及

- 市の広報やホームページ、ケーブルテレビの市政番組や社会福祉協議会の情報紙など各種の広報媒体を活用し、障害に対する理解の促進を図ります。
- 市民のボランティア活動への参加を促し、実際に障害者と接することにより、障害や障害者に対する理解や認識を深める活動を支援します。

啓発広報活動の充実

- 関係機関と連携し、12月3日から12月9日の「障害者の日」までの「障害者週間」の周知に努めます。
- 市や障害者団体が行う障害者関連行事や、市内の障害者の様々な活動などの情報を報道機関に積極的に提供し、啓発・広報に努めます。

(2) 福祉教育の充実

【現状と課題】

障害や障害者に対する理解や認識を深めていくためには、学校における福祉教育を積極的に推進するとともに、学校の教職員に対する研修も重要です。

また、保護者を含めた地域住民に対しても、福祉教育を広めていく必要があります。

【施策の方向】

学校における福祉教育の充実

- 教職員に対する研修をさらに充実させ、障害児教育への理解の向上を目指します。
- P T Aの研修会での福祉教育の研修の実施など、学校と家庭の双方から障害や障害者に対する理解や認識が深まるよう働きかけを行います。
- ボランティア協力校の指定を継続・拡大し、ジュニアヘルパーサポート事業などの福祉教育やボランティア活動を通じて体験学習の機会を増やすように努めます。

地域における福祉教育の充実

- 福祉講座や講習会の開催など、市民を対象とする各種事業を支援し、様々な生涯学習の機会を捉えて、広く市民を対象とする福祉教育の充実に努めます。

(3) 交流・ふれあいの促進

【現状と課題】

障害に関する知識を持つだけでなく、実際に子どもの頃から障害者との交流・ふれあいをすることにより、障害や障害者に対する理解や認識を深めることが必要です。

【施策の方向】

交流活動の促進

- ふだん訪れることの少ない福祉施設などを訪問することにより、障害者への理解を深め、障害者を身近に感じてもらう交流・ふれあいの場の拡大に努めます。
- 養護学校と小中学校、特殊学級と普通学級との交流を取り入れた教育を促進します。
- 障害児の保育所・幼稚園・児童館などの受け入れを積極的に進め、幼児からの交流を促進します。

交流・ふれあい活動の支援

- 障害者団体などが市民との交流を目的として実施するスポーツ、レクリエーション、文化などの活動を積極的に支援していきます。

2 生活環境の整備

(1) 住宅・生活環境の整備

【現状と課題】

障害者が住み慣れた地域の中で自立し生活を営んでいくために、安全で良好な住環境の整備が必要です。

これまで市では障害者が安全かつ快適な移動を確保できるよう、道路や公共施設などの整備を進めるとともに、障害者が地域社会の一員として孤立することなく生活できるよう、情報の提供や啓発・広報活動などの充実を図ってきました。

今後も、引き続き人にやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

【施策の方向】

住宅環境の整備

- 釜石市住宅バリアフリー化等改修工事助成事業により、障害者が住み慣れた自宅での生活を維持できるよう、住宅の改造を促進していきます。
- 老朽市営住宅の建替えや改善により居住水準の向上を図るとともに、県営住宅などの公的住宅についても、関係機関と調整を図りながら整備が促進されるよう取り組みを進めます。

生活環境の整備

- 市が設置する建築物はもとより、民間の建築物で多数の人々が利用するものについても、新築または改築にあたり障害者や高齢者の利用に配慮するよう求めるなど、生活環境の整備に努めます。
- 障害者の利用に配慮し、都市公園について、トイレの水洗化やバリアフリー化などの再整備を進めます。

道路障害物の排除

- 障害者の歩行の障害となる路上放置物など通行上支障のあるものを撤去するよう関係機関と連携して是正措置を図ります。

道路交通安全の確保

- 道路の整備に当たっては、歩道を設置し点字ブロックを配置したり、段差を解消するなど、障害者に配慮した「人にやさしい道づくり」を進め、安全で快適な歩行者空間の形成を図ります。
- 音声信号機や視覚障害者用付加装置信号機など、障害者に配慮した交通安全施設の整備を働きかけます。
- 障害者施設などを対象に交通安全教室を開催し、交通安全の確保に努めます。

ひとにやさしいまちづくりの推進

- 人に優しい都市空間づくりなどユニバーサルデザインの導入を図り、市民や関係機関の協力のもとに誰もが快適にすごせるまちづくりに努めます。

(2) 交通手段の確保・移動支援の充実

【現状と課題】

移動手段を確保することにより、障害者は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。

障害者が安全かつ身体的負担の少ない方法で公共交通機関を利用できるよう、障害者に配慮された車両の導入や、交通機関相互の円滑な連携と利用者に対する配慮などが必要です。

また、自動車改造費助成や福祉タクシー券の交付、外出支援サービス事業など、障害者の経済的な移動支援の充実が必要です。

【施策の方向】

交通手段の確保

- 重度障害者がタクシーを利用した際に基本料金相当分を助成する福祉タクシー制度の周知に努めます。
- 自動車を移動手段として利用している障害者も多いことから、官公庁はもちろんのこと、公共的な民間施設などにも働きかけ、障害者用駐車スペースの確保を図るとともに、市民に対して駐車マナーを守るよう啓発に努めます。

移動支援の充実

- 障害者が公共交通機関を安全かつ快適に利用できるように、低床バスの増車やバス停留所・駅施設などの整備やバリアフリー化を働きかけます。
- 視覚障害者や全身性障害者の外出を援助するガイドヘルパーの充実に努めます。

外出支援サービス事業などにより、公共交通機関が利用できない重度の身体障害者の福祉施設等への移動を支援します。

身体障害者の自動車運転免許の取得費用、身体障害者が運転する自動車や介護車両の改造・購入に要する費用を助成します。

精神障害者に対する交通費割引制度の実施を関係機関に働きかけます。

(3) 専門従事者の養成・確保

【現状と課題】

増大し多様化する福祉ニーズに対応するため、保健・医療・福祉従事者を確保することが重要な課題となっています。

未就業の有資格者などの潜在している人材の活用などにより、専門従事者の確保・養成や資質の向上に努める必要があります。

【施策の方向】

福祉業務従事者の確保

- 社会福祉施設及び在宅福祉サービスの従事者、ホームヘルパーなどの人材の確保に努めます。

福祉業務従事者の処遇向上

- 労働条件の改善、福利厚生施設の充実など、福祉業務従事者の待遇の向上を働きかけます。

(4) ボランティア活動の促進

【現状と課題】

市内には多くのボランティア団体があり、幅広いボランティア活動を展開していま

す。

今後も、ボランティア活動に対する市民の理解と協力を求め、社会福祉協議会やボランティア団体との連携を強化し、「協働」による福祉活動の促進を図る必要があります。

【施策の方向】

ボランティア活動の促進

- 市の広報紙などを利用して、継続的に市民のボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるよう、問い合わせ先などの周知を図ります。
- 社会福祉協議会等が実施する各種講習会をさらに充実させ、ボランティア登録者数の増加を図るとともに、ボランティアを必要としている施設や障害者に対して、その希望に応じてボランティアを派遣できるよう体制の整備を進めます。
- 社会福祉協議会のボランティアセンターが実施するあっせん・相談活動の促進などを通じてボランティア団体の育成・支援に努めるとともに、特定非営利活動法人（NPO法人）制度の周知を図ります。

手話奉仕員、点訳奉仕員などのボランティアの養成

- 聴覚障害者の日常生活上のコミュニケーションを支援するため、手話や要約筆記活動を行う人材の養成に努めます。
- 視覚障害者の日常生活上のコミュニケーションを援助するため、点訳や朗読活動を行う人材の養成に努めます。

3 情報・コミュニケーションの構築

(1) 情報バリアフリーの促進

【現状と課題】

障害の種類にかかわらず情報を確保することは、生活の充実とともに障害者にとって社会の一員としてコミュニケーションの場を広げ、社会参加につながります。

障害者自立支援法の施行や介護保険制度の改正により、障害者を取り巻く法体系や各種のサービス内容などが大きく変化しており、障害をもつことで情報格差が生じないようにするため、障害特性に対応して情報提供の充実を図る必要があります。

また、障害者が様々な情報の中から必要な情報を得て、その多様な可能性に挑戦することができる環境にするため、手話通訳や要約筆記者の充実、ボランティアの育成、情報のネットワーク化などが求められています

【施策の方向】

情報提供機能の充実

- 声の広報や朗読テープの貸出の充実を図るとともに、障害者の需要に応じた新しいメニューの開発の検討を図ります。
- 聴覚に障害がある方の情報手段としてファクシミリ設置の促進を図ります。
- 各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健・医療・福祉に関する様々な情報資料については、個人情報の保護に配慮しながら、情報紙や点字広報、声の広報などの配布を行うほか、インターネットやケーブルテレビを活用した情報提供にも取り組みます。
- 点字文書を必要とする視覚障害者の利便を図るため、身体障害者福祉センターに設置した点字パソコンの利用の促進を図ります。
障害のある人などが外出する際に安心して施設を利用できるよう、施設のバリアフリー情報を紹介するバリアフリーマップの作成を進めます。

(2) コミュニケーションの支援

【現状と課題】

障害者を取り巻く社会環境が急激に変化する中で、障害者が地域で自立して生活していくためには、コミュニケーション支援が一層必要となります。

このため、コミュニケーション支援を必要とする障害者に対応し、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳者などを養成し、地域で障害者を支える体制づくりが重要です。

【施策の方向】

手話通訳者等の派遣体制の整備

視聴覚に障害のある人の自立や社会参加を一層促進するため、手話通訳者、要約筆記奉仕員、ガイドヘルパーなどの派遣体制の充実に努めます。また、緊急時における手話通訳者等の派遣体制の整備を図ります。

人材の養成

手話通訳者、要約筆記奉仕員、朗読ボランティア、点訳奉仕員、ガイドヘルパーなどコミュニケーションを支援する人材の養成に努めます。

4 防災・防犯対策の充実

(1) 防災対策の充実

【現状と課題】

障害者は火災や地震などの災害が発生したときに、情報の伝達や避難に時間がかかるなど災害弱者となる可能性が高いことから、緊急時における地域で支援するネットワークづくりや避難所における受け入れ体制を整備していく必要があります。

【施策の方向】

災害情報の提供

- 聴覚障害者に対して、ファクシミリによる緊急通報の利用を促進します。
- 障害者や高齢者などで援護を要する災害弱者の居住地、家族構成、緊急時の連絡先など、個人情報の保護に留意しながら安否の確認に必要な情報の把握に努めます。

防災ネットワークづくりの推進

- 障害者が安心して暮らせるよう、各地域の生活応援センターを拠点として、町内会、自主防災組織、消防機関、民生委員などと連携した防災ネットワークづくりを進めます。
- 障害者施設に対して、地域住民やボランティア組織の協力により防災対策を推進します。
- 障害者施設利用者に対する防災訓練の実施に努めます。

災害時の支援

災害時に自力で避難できない災害弱者の把握に努めるとともに、地域町内会等の協力による避難所への移動支援体制を確保します。

災害時には、社会福祉施設との連携・協力により、緊急度の高い者から緊急入所支援を行います。

コミュニケーション手段の確保

- 災害時における音声・言語機能障害者、聴覚障害者、視覚障害者のコミュニケーションを確保するため、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳・朗読奉仕員との災害時の協力体制の確立を図ります。

(2) 防犯対策の充実

【現状と課題】

近年、振り込め詐欺や悪徳商法によるトラブルなどが多発する傾向にあることから、障害者がそれらの犯罪に巻き込まれないようにするなど、関係機関や地域との密接な連携を取りながら、きめ細かな防犯対策が必要です。

【施策の方向】

防犯対策の充実

- 障害者が安心して暮らせるよう、各地域の生活応援センターを拠点として、町内会、民生委員、警察などと連携した防犯ネットワークづくりを進めます。
安全な地域社会の形成のため、防犯灯の設置に対する助成や市民防犯活動を支

援するとともに、防犯意識を啓発する取り組みを強化します。

第4章 障害福祉サービスの確保に関する計画

第3章の施策の方向に基づき障害者福祉の充実を図るためには、障害者の自立と社会参加を基本とするノーマライゼーションの理念をふまえ、障害の種別、程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスや支援を受けることができるようにすることが重要です。

このため、これまで身体障害、知的障害、精神障害という障害種別ごとに分かれていた障害福祉サービスを障害の種別にかかわらず提供できるように努めながら、障害福祉サービスの確保に関する計画(障害福祉計画)を次のとおりとし、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

1 計画の目標値

障害者の地域移行や就労支援を進めるため、平成23年度を目標年次として次のとおり計画の数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値		備考
現在の施設入所者数	119	人	平成18年7月1日の全施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	32	人	現在の全入所者のうち、施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ地域移行した者の数(割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
	26.9	%	
【目標値】 削減見込	12	人	平成23年度末段階での削減見込数(割合については、削減見込数を全入所者で除した値)
	10.1	%	

(2) 入院中の退院可能精神障害者の減少目標値

項目	数値		備考
現在	9	人	現在の退院可能精神障害者数
【目標値】減少数	9	人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値		備考
現在の年間一般就労移行者数	1	人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	4	人	平成23年度において施設を退所し、一般就労する者の数
	4	倍	

第五次釜石市総合計画・後期基本計画の目標値

主 要 な 指 標		単 位	現 状 と 目 標 値		
			現状(16年度)	18年度	22年度
1	ホームヘルプサービス 利用時間数	時間/ 年	4,716	5,234	6,272
2	障害者雇用率	%	1.94	2.20	3.24
3	障害者就業支援施設定 員数	名	88	93	98
4	グループホーム数	箇所	2	3	5

2 指定障害福祉サービス及び指定相談支援

(1) サービス供給見込量(1か月あたり)

サービスの種類	単位	18年度	19年度	20年度	23年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	265	407	459	590
生活介護	人日分	21	770	902	1,650
自立訓練(機能訓練)	人日分	0	44	44	154
自立訓練(生活訓練)	人日分	0	616	704	814
就労移行支援	人日分	0	638	682	814
就労継続支援(A型)	人日分	0	66	132	374
就労継続支援(B型)	人日分	0	1,188	1,694	1,892
療養介護	人分	0	7	7	7
児童デイサービス	人日分	108	161	193	193
短期入所	人日分	42	117	125	157
共同生活援助	人分	12	16	18	30
共同生活介護	人分	4	6	6	19
施設入所支援	人分	0	113	113	107
相談支援	人分	0	2	3	6

「人日分」とは、「月間の利用人員」×「一人が1か月に利用する日数」で計算したものです。

表の「サービスの種類」は、障害者自立支援法による新しいサービスですので、平成18年度は新しいサービス提供に移行していないサービス提供事業所が多いため、供給見込量が「0」となるサービスの種類があります。(平成18年度から5年以内に新しいサービス提供体系に移行することになっています。)

(2) 必要なサービス見込量の確保の方策

訪問系サービスについて

障害種類の区別なく三障害に対応し、障害の特性に応じた訪問系サービスの提供に努めます。また、サービスの質の向上を図るため、サービス事業者の研修の受講等を働きかけます。

さらに、必要なサービスが適切に利用できるように相談支援体制の充実を図ります。

日中活動系サービスについて

既存施設の新体系サービスへの円滑な移行を、各事業者への意向を尊重しつつ促進します。

また、小規模作業所から法定サービス事業所への移行を促進します。

生活の場の確保について

地域における居住の場としてのグループホームやケアホームの整備を促進します。

また、栄養管理指導研修会の開催などにより、グループホーム等のサービスの質の向上など運営のバックアップ体制の充実を図ります。

就労の場の整備について

地域での生活と就労を一体的に支援し、それぞれの障害者に適正な就労支援を推進します。

また、施設、学校、企業、公共職業安定所などの関係機関等との連携を強化し、一般就労に向けた施策の充実を図ります。

その他の在宅支援事業について

児童デイサービスについては、市の中心地への移転を進め利便性の向上を図るとともに、日中一時支援事業との役割分担によりサービスの充実に努めます。

また、短期入所については、サービス提供事業所の確保に努めます。

相談支援体制について

入所から地域移行をする障害者や単身者で自ら適切なサービスの調整ができない障害者に適切なサービス利用計画の作成ができるよう、相談支援事業者の確保に努め、相談支援の充実を図ります。

3 地域生活支援事業

(1) 実施する事業の内容及び各事業の見込量

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度		
	実施見込み 箇所数	利用見込み 者数	実施見込み 箇所数	利用見込み 者数	実施見込み 箇所数	利用見込み 者数	実施見込み 箇所数	利用見込み 者数	
(1) 相談支援事業									
相談支援事業									
ア 障害者相談支援事業	3		3		3		3		
イ 地域自立支援協議会	1		1		1		1		
市町村相談支援機能強化事業	2		2		2		3		
住宅入居等支援事業	2		2		2		3		
成年後見制度利用支援事業	0		1		1		2		
(2) コミュニケーション支援事業		10		12		14		20	
(3) 日常生活用具給付等事業									
介護・訓練支援用具	2		5		6		9		
自立生活支援用具	1		3		4		7		
在宅療養等支援用具	10		21		22		25		
情報・意思疎通支援用具	3		7		8		11		
排泄管理支援用具	49		106		113		134		
居室生活動作補助用具(住宅改修費)	1		3		4		7		
(4) 移動支援事業	4	5	180	4	7	252	4	9	324
(5) 地域活動支援センター									
基礎的事業	2	186	4	250	4	254	3	246	
機能強化事業	2		3		3		3		
(上記の他実施する事業)									
訪問入浴サービス事業	3	2	3	3	3	4	3	7	
更生訓練費・施設入所就職支度金	2	15	2	16	2	17	2	20	
生活訓練事業	1	5	1	7	1	8	1	11	
日中一時支援事業	4	6	4	13	4	14	4	17	
社会参加促進事業									
(スポーツ・レクリエーション教室開催事業)	1	1,000	1	1,100	1	1,200	1	1,500	
(芸術・文化講座開催等事業)	10	15	20	17	20	19	24	25	
(点字・声の広報等発行事業)	1	9	1	18	1	18	1	36	
(奉仕員養成研修事業)	1	22	1	46	1	48	1	54	
(自動車運転免許取得・改造助成事業)	1	2	1	5	1	6	1	9	
(視覚障害者福祉事業)	-	-	3	60	3	66	3	84	
(経過的デイサービス事業)	2	60							

移動支援事業は、「利用見込み者数」欄には、利用見込み者数、延べ利用見込時間数の順に記載しています。

(2) 各事業の見込量の確保のための方策

相談支援事業

地域生活応援システムや民間事業者との連携を図り、身近な場所での相談や、身体、知的、精神の三障害それぞれ個別に対応した相談支援体制を整備します。

また、平成 23 年度までに三障害それぞれに対する専門的な相談支援体制の整備に努めますが、知的、精神の 2 障害についてはこれまでと同様に困難ケースへの対応の必要性が高いため、身体障害に先行して専門的な相談支援体制の強化を図ります。

成年後見制度利用支援事業は、平成 23 年度までに知的、精神のそれぞれに対応できるよう支援体制の整備に努めます。

自立支援協議会は、釜石・大槌地域に対応した協議会とし、大槌町と共同設置します。

コミュニケーション支援事業

これまでと同様、講演会等への主催者からの要請による手話通訳者の派遣も含んだ事業を実施します。

日常生活用具給付等事業

これまでと同様に障害者に必要な用具の給付や障害者が必要とする住宅改修等の支援に努めます。

移動支援事業

これまでと同様に個別支援を中心に障害者に必要な移動支援を行います。

地域活動支援センター

身体、知的、精神の 3 障害それぞれ個別に対応した機能強化の体制を図りながら、精神地域生活支援センターの継続運営、障害者デイサービスの確保のため、それぞれ 型、 型として事業を実施します。

なお、小規模作業所 1 か所については平成 19 年度は 型事業として実施しますが、経営の安定や内容の充実のため 5 年以内に就労継続事業への移行を促進します。

その他の事業

ア 訪問入浴サービス事業

これまでと同様に障害者に必要なサービスの提供に努めます。

イ 更生訓練費・施設入所就職支度金

引き続き適正な更生訓練費の支給を実施します。

ウ 生活訓練事業

引き続き重症心身障害者に対する生活訓練事業を実施するとともに、新たに聴覚障害者に対する事業を実施します。

エ 日中一時支援事業

日帰りの短期入所を継続実施するとともに、新たに平成 18 年度から障害児タイムケア事業を実施します。

オ 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション教室開催事業として「釜石市ふれあい福祉まつり」や「うえるかむコンサート」を実施します。

芸術・文化講座開催等事業、点字・声の広報等発行事業、奉仕員養成研修事業については、引き続き釜石市身体障害者福祉センターにおいて実施します。
また、視覚障害者に対する社会参加活動や研修事業を実施します。
自動車運転免許取得・改造助成事業についても継続して実施します。

第5章 計画の推進

1 関係機関・団体等との連携・協力と市民との協働

行政はもとより、障害者やその家族、市民、地域、学校、団体、企業、サービス事業所等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して一体となって取り組むことにより計画の推進を図ります。

また、障害や障害のある人についての理解と関心を高め、行政と市民とのパートナーシップ(協働)により、障害者が暮らしやすいまちづくりを進めます。

さらに、岩手県と連携・協力して、障害者福祉施策の充実や制度の見直しなどについて、必要に応じて国に要望していきます。

2 全庁的な推進体制

この計画の確実な実現のため、福祉事務所が中心となり、保健・福祉はもとより、関係各課等の連携を一層強化し、「釜石市総合計画」との調整を図りながら、全庁的な取り組みにより障害者施策を推進していきます。

3 計画の管理

毎年、(仮称)釜石大槌地区自立支援協議会において、計画の進ちょく状況を報告し、計画の達成状況の点検や今後の取り組みなどについての協議を実施します。